

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

「古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 2 3 日

佐倉市長 西田 三十五

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託
- (2) 業務の場所 佐倉市魅力推進部佐倉の魅力推進課
- (3) 業務の概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- (5) 提案限度額 5,995,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日現在において、次の要件のすべてを満たす者とする。なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- (2) 参加表明書類の提出期限から候補者の特定まで、「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年制定）」による指名停止の措置を受けていないこと
- (3) 「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年制定）」に定める指名除外を受けていないこと
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過した者または本実施要領公開日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団又は同項第 6 号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団が実質的に支配する法人と関係を有していない者
- (8) 国税又は地方税の滞納をしていないこと
- (9) 令和 6・7 年度佐倉市入札参加資格者名簿（委託）において「調査・計画」（大分類）に登録されている者であること。なお、営業所等で登録している者は、当該営業所等が申請及び契約の当事者となる。
- (10) 同一の法人、団体又は代表者が重複して参加表明をしていないこと。
- (11) 業務を再委託する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ①業務の全部又は主要な部分（総合的な企画、業務遂行管理等）を再委託しないこと。
 - ②再委託先が本業務におけるプロポーザル参加者でないこと。

3 実施要領等に関する事項

(1) 実施要領等

- ・古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託公募型プロポーザル様式
- ・古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託仕様書

(2) 実施要領等を示す場所

佐倉市魅力推進部佐倉の魅力推進課ホームページ

※企画提案書等の作成説明会及び事業説明会は行わない。

(3) 実施要領等を示す期間

公告日から令和6年5月21日まで

4 参加申込みに関する事項

(1) 提出書類

①参加表明書類

- ・参加表明書（様式1号）

②提案書類

- ・会社概要（様式2号）
- ・業績実績調書（様式3号）
- ・実務経験者実績調書（様式4号）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・見積書及び見積内訳書（任意様式）

※①は1部、②は各々の提出書類名を記したインデックスを貼付し、A4縦長フラットファイルに綴じ6部（正1部、副5部）提出すること。ただし、副本の1部については、インデックスの貼付は不要とする。

(2) 提出期限

①参加表明書類

- ・令和6年5月14日（火）17時00分まで

②提案書類

- ・令和6年5月21日（火）17時00分まで

(3) 提出方法・提出場所等

古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

5 審査方法

(1) 書類審査

提出書類について、選定委員会による書類審査を行い、契約候補者又は次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

6 契約方法

- (1) 契約候補者に契約交渉権が与えられ、佐倉市と業務委託の契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく「随意契約」とする。
- (3) 委託費は、業務委託約款に基づき、業務完了後に支払う予定としている。なお、契約金額は原則として、企画提案書提出時に提案者から提示された見積（提案）価格を超えることはできない。その他、部分払い及び契約保証金等の取扱い等については、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）及び佐倉市業務委託約款に定めるところとする。
- (4) 契約候補者に選定された者が、本プロポーザル終了後に「失格要件」に該当すると認められた場合、又は佐倉市と契約候補者による業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの次点候補者に契約交渉権が与えられる。
- (5) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、事業内容の変更又は中止をする場合がある。この場合、本プロポーザル参加者に対して佐倉市は一切の責任を負わない。

7 企画提案書等における言語、通貨及び単位

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位

8 担当部署

- (1) 担当部署：佐倉市役所 魅力推進部 佐倉の魅力推進課 観光班
- (2) 担当者：向後、田中
- (3) 所在地：〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
- (4) 連絡先：電話 043-484-6146、電子メール kankou@city.sakura.lg.jp

9 その他

プロポーザル手続きの詳細は、古民家を活用したまちづくりパイロット事業実施支援業務委託公募型プロポーザル実施要領による。